

議案第71号

## 静岡市キャンプ場条例の一部改正について

静岡市キャンプ場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市キャンプ場条例の一部を改正する条例

静岡市キャンプ場条例（平成15年静岡市条例第131号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	種類	単位	使用料（1回につき）	
			一般利用	学校利用
静岡市梅ヶ島 キャンプ場	大テント	1張	4,770円	1,650円
	10人用テント	1張	1,410円	300円
	8人用テント	1張	1,110円	150円
	6人用テント	1張	790円	150円
	6人用テント（常設）	1張	1,560円	300円
	大バンガロー	1棟	8,800円	1,650円
	テント持込料	1張	450円	無料
静岡市玉川キ ャンプセンタ ー	宿泊棟	1人	860円	150円
	大バンガロー	1棟	8,800円	1,650円
	小バンガロー	1棟	5,260円	950円

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の静岡市キャンプ場条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、利用期間（宿泊を伴う利用の場合は、最初の宿泊の日から最後の宿泊の日までの期間をいう。以下同じ。）がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にわたる利用に係る使用料について適用し、施行日の前日までに利用期間が満了する利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

3 新条例別表の規定に基づくキャンプ場の利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。